赤坂御用地の近世・近代 土地区画の変遷を中心に

篠崎佑太

はじめに

ものである。 じて、どのように形成されていったのか、その過程を明らかにしようとする 二丁目のほぼ全域を占めている。本稿は、この土地の区画が近世・近代を通 現在、赤坂御用地および迎賓館が置かれている地域は、東京都港区元赤坂

明治期以降、皇室の財産としての土地は、法令の制定や改定と共にその名明治期以降、皇室の財産としての土地は、法令の制定や改定と共にその名明治期以降、皇室の財産としての土地は、法令の制定や改定と共にその名明治期以降、皇室の財産としての土地は、法令の制定や改定と共にその名明治期以降、皇室の財産としての土地は、法令の制定や改定と共にその名明治期以降、皇室の財産としての土地は、法令の制定や改定と共にその名明治期以降、皇室の財産としての土地は、法令の制定や改定と共にその名の方式の表面にある。

精がある。 赤坂御用地は、戦前期においては赤坂離宮と青山御所(青山離宮)が置か 赤坂御用地は、戦前期においては赤坂離宮と青山御所(青山離宮)が置か たびの皇室行事が行われていた。同地に関する研究は、そうした離宮や御殿 などの意匠や建築様式、あるいはその利用方法など建築史の分野を中心に蓄 などの意匠や建築様式、あるいはその利用方法など建築史の分野を中心に蓄 などの意匠や建築様式、あるいはその利用方法など建築史の分野を中心に蓄 などの意匠や建築様式、あるいはその利用方法など建築史の分野を中心に蓄 などの意匠や建築様式、あるいはその利用方法など建築史の分野を中心に蓄 などの意匠や建築様式、あるいはその利用方法など建築史の分野を中心に蓄 などの意匠や建築様式、あるいはその利用方法など建築史の分野を中心に蓄

一方で、土地区画の変遷については、判然としない。 一方で、土地区画の変遷については、わずかに自治体史等において取り上げられている程度である。戦前に編纂された『赤坂区史』では、「赤坂離宮の地は、江戸時代に於ては紀伊藩徳川家の中屋敷であつた」として漠然と整理されるに留まっている。それは、戦後に編纂された『赤坂史』においてものられ』と記述される。赤坂御用地と常盤松御用邸の変遷について取り上げかられ」と記述される。赤坂御用地と常盤松御用邸の変遷について取り上で個別研究もあるが、時代ごとの図面の比較による検討であり、土地が取得た個別研究もあるが、時代ごとの図面の比較による検討であり、土地が取得た個別研究もあるが、時代ごとの図面の比較による検討であり、土地が取得た個別研究もあるが、時代ごとの図面の比較による検討であり、土地が取得た個別研究もあるが、時代ごとの図面の比較による検討であり、土地が取得た個別研究もあるが、時代ごとの図面の比較による検討であり、土地が取得た個別研究もあるが、時代ごとの図面の比較による検討であり、土地が取得たる。

研究が進展しない理由としては、皇室あるいは宮内省に関わる研究が戦後のうえで重要であることは、従前より指摘されている。それにもかかわらず、赤坂離宮など東京における皇宮地の形成は、東京の都市形成史を検討する

青山御所の形成については、ほとんど研究のない状況なのである。ていなかったことなどが指摘できよう。既に整理した通り、赤坂離宮およびこと、近代の宮内省を検討するうえで欠かせない公文書類の公開環境が整っイデオロギー的な論争に結び付きやすいことも相俟ってタブー視されてきた

たのか、その経緯と背景について明らかにしていきたい。赤坂離宮および青山御所の土地が如何に取得され、皇宮地へ編入されていっそこで本稿では、宮内庁宮内公文書館の所蔵する公文書類を中心に用いて、

みを示した史料は、すべて宮内公文書館所蔵の特定歴史公文書等である。なお、本稿の引用史料のうち特に所蔵先を記さず、文書番号と識別番号の

近世期における紀州徳川家の屋敷地形成

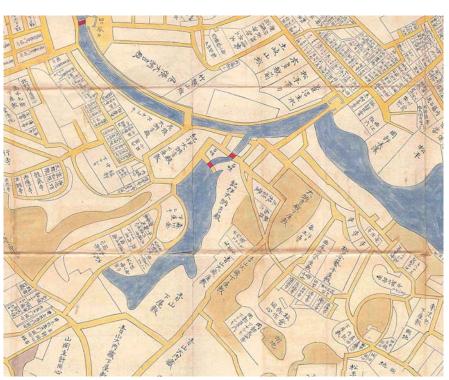
に依拠していることをはじめに断っておく。 なお、史料の制約もあり、引用の多くを明治期に編纂された『南紀徳川史』 形成された御三家の一つ紀州徳川家の屋敷地形成の過程を概観していきたい。 本章では、赤坂御用地の土地区画の形成を検討する前提として、近世期に

中下に分かれる幾つかの屋敷地を持っていた。 は火除け地として江戸郊外に造られ 江戸に参府してきた藩主やその妻子の居所として利用され、 ても利用されていった。 世継ぎ、 近世期、 参勤交代に供奉した藩士らの住居として利用された。 御 三家や国持大名など規模の大きな大名家においては、 多くの場合園庭を備え、 上屋敷は、 参勤交代に際して 中屋敷は隠居や また、 遊興の場とし 江戸に上 下 -屋敷

た。寛永九年(一六三二)七月には、赤坂に屋敷地を拝領し、中屋敷とし紀州徳川家の場合、近世初頭に吹上へ上屋敷を拝領し、竹橋御殿と称して

ある。 絵図」のうち、紀州徳川家が赤坂に拝領した中屋敷の近辺を拡大したものでて利用していた。図①は、正保元年(一六四四)頃の江戸を描いた「江戸大

南紀徳川史』の叙述とは齟齬があるが、同地を紀州徳川家が拝領している図①中には、「紀伊大納言殿下屋敷」とあり、同地を「中屋敷」とする



図① 江戸大絵図(部分)(東京都立中央図書館蔵 A14-1/東 A14-001) 現在の赤坂御用地にあたる部分には、「紀伊大納言殿」あるいは「紀伊大納言殿下屋敷」 とある。その下部には、「青山下屋敷」、「青山大蔵屋敷」などがみえる。

家が最初に拝領したのは赤坂の屋敷地のみであったのである。初頭は一体のものであり、弁慶掘を経て溜池と繋がっている様子がうかがえよう。また、図の下部には「青山下屋敷」あるいは「青山大蔵屋敷」とあり、より、また、図の下部には「青山下屋敷」あるいは「青山大蔵屋敷」とあり、より、は、関の下部には「青山下屋敷」がは、大池、中の池などとして整備されている池も、近世にとがわかる。現在は、大池、中の池などとして整備されている池も、近世にとがわかる。現在は、大池、中の池などとして整備されている池も、近世の場が、

同家は現在の紀尾井町に新しく屋敷地を拝領して上屋敷とした。大火後、紀州徳川家の上屋敷が置かれていた吹上は江戸城の火除け地となり、本郷丸山の本妙寺から出火し、江戸城はもとより、市中の大部分を焼いた。に江戸で発生した大火の後である。「振袖火事」とも称されるこの大火は、さらに、紀州徳川家の屋敷地が変遷していくのは、明暦三年(一六五七)

広範な屋敷地が、この時に形成されていく。 川家の屋敷地に組み込まれていった。現在につながる赤坂から青山にかけた山にあった甲府宰相と青山下野守の屋敷地が幕府により上地となり、紀州徳出火により御殿が類焼した際には、翌年に造営・落成しているが、併せて青出火により御殿が類焼した際には、翌年に造営・落成しているが、併せて青出火により御殿が類焼した際には、紀州徳川家の屋敷地もしばしば被災し、御殿火事の多い江戸にあっては、紀州徳川家の屋敷地もしばしば被災し、御殿

新に至るまで赤坂中屋敷を上屋敷として利用した。町に拝領していた上屋敷が焼失し、以後再建されなかった。以後は、明治維り返され、藩財政を逼迫させた。また、文政六年(一八二三)には、紀尾井二年(一七五二)、明和三年(一七六六)と短期間に御殿の全焼と再建が繰二年(一七五二)、明和三年(一七六六)と短期間に御殿の全焼と再建が繰り返される。宝暦

その赤坂中屋敷においても、天保六年(一八三五)三月に広敷局より出火

述するように、明治五年(一八七二)皇室へ献上されるのである。た。この天保期造営の御殿は、その後罹災することなく、明治期を迎え、後し、御殿が全焼した。同年閏七月に再建が命じられ、同十一年八月に落成し

の場として利用されていた。

には田安家の徳川斉荘が来邸するなど、しばしば将軍や大名が訪れ、交際(一八四五)に一二代将軍徳川家慶など将軍の御成があったほか、文政十一に五代将軍徳川綱吉、文政十年に一一代将軍徳川家斉、弘化二年に、八四五)に一二代将軍徳川綱吉、文政十年に一一代将軍徳川家斉、弘化二年に、八四五)に一二代将軍徳川綱吉、文政十年に一一代将軍徳川家斉、弘化二年には、元禄十年(一次の場として利用されていた。

があるなど、一円が紀州徳川家の屋敷地ではないこともうかがえる。 窓寺」や 地として整備されている一方で、東南部の青山通りに面した地所には、 ていくのか、という点については、 州徳川家の赤坂中屋敷の御殿と庭園の様子である。 明治期以降、 図②に示したのは、天保十一年に御殿が再建された後、 「青山下野守中屋鋪」があり、 宮内省がこれらの土地をどのように取得し、 次章以降で検討していきたい。 西部には権田原町と呼ばれる町 赤坂から青山 幕末期における紀 皇宮地に編入し 人地 玉

二 紀州徳川家からの献上

(1) 赤坂離宮の設置

八月まで赤坂邸の一部を貸し渡している。州徳川家は、江戸城に代わる宗家の居住地として、明治元年七月から同三年明治元年(一八六八)四月、徳川宗家が江戸城を新政府へ明け渡した。紀

明治初年において、東京府内に残された広大な武家地の処理は、新政府が



図(2) 幕末期における紀州徳川家屋敷図(宮内公文書館蔵、 38693)

かった。茂承は、 十五日に紀州徳川家は東京府から呼ばれ、「私邸分割献上御聞届可相成筈」 を分割し、献上したい旨をうかがっているのである。何書の提出後、同月二 既に述べた通り、赤坂邸内にある西苑は江戸時代以来、名園として名高 御座候ハ、、右邸内分割献上仕度、 モ有之、春秋御遊覧ノ地ニモ可相成ト奉存候間、万一御用ニ相成候儀ニ 同地を「春秋御遊覧ノ地」とすべく、 此段奉伺上候、以上⁽⁹⁾ 庭園部分を含む土地

上について伺の通り申し付ける旨が正式に達せられた。さらに、三月十九日 二月十七日、紀州徳川家家扶の上田が宮内省へ呼ばれ出頭すると、分割献 の指図に任せる旨を申し出ている。

との旨が内々に申し渡され、私邸として残しておく分の境界を図面に記して

提出するよう命じられる。これに対して紀州徳川家は、

私邸の分割は宮内省

京府と共に実地調査をおこなっている。 いた。そうしたところ、宮内省から東京府少参事の河鰭実文へ同地を離宮と 範な敷地内の家屋修繕が行き届かず、不要な建物は取り壊す予定であった。 抱える問題の一つであった。紀州徳川家の赤坂邸も例外ではなく、 したい旨の相談があった。七月二十九日、 明治四年七月には、東京府が赤坂邸を府学校に引き直すべく交渉して 宮内省は同地へ官員を派遣し、東

いが、明治五年一月四日、紀州徳川家の徳川茂承は家扶の上田専太郎に図面 を調査したという。これらの調査の影響がどれほどあったのか判然とはしな さらに、宮内省は明治四年十二月にも官員を派遣し、 紀州徳川家の赤坂邸

私拝領赤阪邸ノ儀ハ山手ニ御座候、

を持たせ、宮内省へ遣わし、 次の伺書を提出した。

就テハ自然庭内場広ニテ樹木ノ植付

川家で相応の手続きが進められ、円滑な引き渡しが実施されたことがうかがれ、同地を以て赤坂離宮とする旨が達せられている。一月に紀州徳川家かられ、同地を以て赤坂離宮とする旨が達せられている。一月に紀州徳川家からの献上の何書が出され、三月二十三日には「赤坂ニ離宮ヲ被置候旨」が布告さの手続きは不明だが、三月二十三日には「赤坂ニ離宮ヲ被置候旨」が布告さに上田が再び宮内省へ呼ばれると邸宅献上につき、貸金二万五千円が下賜さえよう。

皇太后の東京行啓による居住地の確保、という一面がうかがえるのである。ている。これより先、三月二十二日に英照皇太后は、京都大宮御所を出発し、翌日赤坂離宮が設置された同日、同所を皇太后御所にすることが達せられている。これより先、三月二十二日に英照皇太后は、京都大宮御所を出発し、では、なぜ宮内省はこうした早急な対応を迫られたのだろうか。一因としでは、なぜ宮内省はこうした早急な対応を迫られたのだろうか。一因とし

(2) 赤坂仮皇居と青山御所

いとされており、天皇と皇后が移ることで、同地には三人の皇族が住むことている。すでに述べたように、赤坂離宮は明治五年以来、英照皇太后の住ま天皇と皇后(昭憲皇太后)は仮皇居へ移徙し、それまで皇城内にあった太政上したため、同日には赤坂離宮を仮皇居とする旨が布告された。即日、明治上したため、同日には赤坂離宮を仮皇居とされていた皇城(旧江戸城西丸)が炎明治六年五月五日、それまで皇居とされていた皇城(旧江戸城西丸)が炎

となった。

な願書が宮内省へ提出された。そううした状況のなか、同年六月六日、紀州徳川家の徳川茂承から次のよう

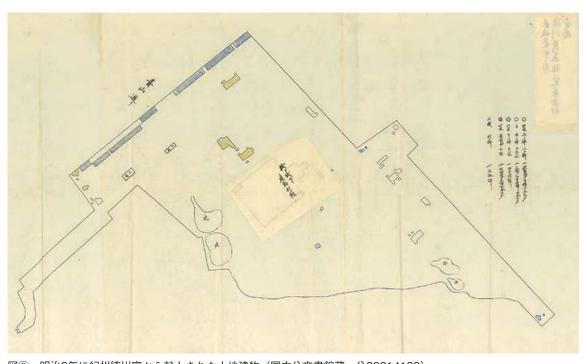
(史料2)

追而詳細図面取調出来次第、差出候様可仕候也 大候得共、万一御用ニ相成候ハ、誠以難有仕合奉存候、就而は速ニ献上 大候得共、万一御用ニ相成候ハ、誠以難有仕合奉存候、就而は速ニ献上 は図面可差出旨奉拝承候、右は昨年来夫是取崩殊外荒廃仕居、甚以奉恐 (2)

治天皇の意向が示されたことを指すものと考えられる。 東にていて恐れ多いが、私邸が御用になるならば献上したい旨を申し出てい 産していて恐れ多いが、私邸が御用になるならば献上したい旨を申し出てい 産していて恐れ多いが、私邸が御用になるならば献上したい旨を申し出てい 産していて恐れ多いが、私邸が御用になるならば献上したい旨を申し出てい がまり、これより先、六月四日に紀州徳川家の のは、これより先、六月四日に紀州徳川家の のは、これより先、六月四日に紀州徳川家の のは、これより先、六月四日に紀州徳川家の のは、これより先、六月四日に紀州徳川家の のは、これより先、六月四日に紀州徳川家の のは、これよりをであるから、昨年来荒

この願書を受けて、六月八日、宮内省は太政官へ「何分手狭ニ而、御三方の願書を受けて、六月八日、宮内省は太政官へ「何分手狭ニ而、御三方の願書を受けて、六月八日、宮内省は太政官へ「何分手狭ニ而、御三方のの願書を受けて、六月八日、宮内省は太政官へ「何分手狭ニ而、御三方のの願書を受けて、六月八日、宮内省は太政官へ「何分手狭ニ而、御三方のの願書を受けて、六月八日、宮内省は太政官へ「何分手狭ニ而、御三方の願書を受けて、六月八日、宮内省は太政官へ「何分手狭ニ而、御三方の服書を受けて、六月八日、宮内省は太政官へ「何分手狭ニ而、御三方の服書を受けて、六月八日、宮内省は太政官へ「何分手狭ニ而、御三方の服書を受けて、六月八日、宮内省は太政官へ「何分手狭ニ面、御三方の服書を受けて、六月八日、宮内省は太政官へ「何分手狭ニ面、御三方の服書を受けて、六月八日、宮内省は太政官へ「何分手狭ニ面、御三方の服書を受けて、六月八日、宮内省は大政官へ「何分手狭ニ面、御三方の服書を受けて、六月八日、宮内省は大政官へ「何分手狭ニ面、御三方の服書を受けて、六月八日、宮内省は大政官へ「何分手狭ニ面」の記述を表記されている。

太政官は、絵図面に地名を記載すること、紀州徳川家は現在同地に居住し



図③ 明治6年に紀州徳川家から献上された土地建物(国立公文書館蔵、公00814100) 左上が青山通りであり、中央の掛紙には英照皇太后が移徙する御殿もあるのがうかがえる。

献上被

仰付、

代価相当之金高御賞典として下シ賜り候方

前顕情実は有之候トモ矢張徳川従

一位願之通、

邸宅

同

人願意貫

候御決議二候

という二点を回答している。第三大区一三小区赤坂四丁目であること、徳川茂承本人も居住していること、ているのか、という二点を宮内省へ問い合わせている。宮内省は、献上地は

がまとめられているので次に引用する。 案について審議している。少し長文になるが、献上の経緯と大蔵省への指示案について審議している。少し長文になるが、献上の経緯と大蔵省土木寮への達こうした状況の確認を済ませ、六月十三日に太政官は大蔵省土木寮への達

| 史料 3

狭ニ付 代価取調申出候様被命候而可然哉、 等 当之代価ヲ以御買上相成云々ト有之、右等之意味紙上ニ而は了解難致 之云々、 度処、正三位徳川茂承邸宅献上仕度段出願ニ付、 別紙宮内省伺仮 之哉と見込申出候義之旨申聞候、 儀と奉存候間、 元来彼方ヨリ之発願ニも無之ニ付、 ニも御用相成、 成度との趣審議仕候処、 ハ無之哉ト内意承糺候より御用可相成 太后宮御所ニ相成至極御都合宜敷儀ニは候得共、 同 省及推問候処、 就而は速ニ献上仕度ト有之宮内省伺面ニ 太后宮別御所御設不被為在候而は、 再応之儀ニ付、 右邸宅御用相成候積ヲ以、 皇居御手狭二付、 右邸地之儀は離宮接続ニ而相応之建家も有之 願書中右邸宅御用ニも可相成哉之御内沙汰 突然御下命相成、 右二付、 尤右代価精査申出候上**、** 相当之代価ヲ以御買上之方ニも可有 ハ献上 熟考仕候処、口 先ツ土木寮え見分之上相当之 皇太后宮御所別ニ御設ケ相 一仕度段願書差出候義二 御差支之段事実無御拠御 一は献上 相当之代価ヲ以御買上 万 同家邸地は先般離 格別及難渋候事情 仮 願出候二付、 弥御用 皇居御手 相成 ーテ、 相 宮 有

同候也(後略) 電時之御出方ニ而萬內省定額金ニ而は難取計旨宮內省申聞候処、炎上二 臨時之御出方ニ而萬內省定額金ニ而は難取計旨宮內省申聞候処、炎上ニ は難取計旨宮内省申聞候処、炎上ニ は難取計旨宮内省申聞候処、炎上ニ は難取計旨宮内省申聞候処、炎上ニ は難取計し宮内省申聞候処、炎上ニ

となると決まった時は、先年の事情はあるけれども、やはり徳川茂承の邸宅 を願い出た土地は一万五八九五円に相当する旨を太政官へ回答している。さ 皇城炎上を受け、 える。④入費については、宮内省の定額予算では賄いきれないと聞いたので、 献上を認め、 わけではない。それなので、宮内省は相当の代価をもって買い上げた方が良 ず、内意を受けて献上を申し出たのであって、紀州徳川家からの発願という 献上は二回目である。突然の下命となり難渋している事情もあるかもわから するには都合が良い。けれども、同家の邸宅は先年に赤坂離宮となっており 州徳川家の邸宅は赤坂離宮へ接続し、相応の建物もあり、 なかったようで、宮内省へ問いただしたところ、次のことが判明した。②紀 もりで土木寮へ代価を取り調べさせ、それを精査したうえで、いよいよ御用 ことは仕方のないことである。それなので、 したところ、仮皇居が手狭なので皇太后宮御所を別に設けなければならない いのではないか、という見込みを申し出た。③この件につき、太政官で熟考 わせていた紀州徳川家からの献上の件は、その意図や状況が良く伝わってい これに対して六月二十八日、大蔵省は見積帳を添えて、紀州徳川家の献上 傍線部に沿って史料を確認していく。①先日来、宮内省が太政官へ問い合 代価相当の金高を下賜し、 諸向からの献金をそれに充てることが当然と考える。 入費も同様にして感謝するべきと考 紀州徳川家の邸宅を利用するつ 皇太后宮の御所と

> うな近接地の編入が既に企図されていた様子がうかがえる。 邸の近接地についても坪数と地券高を取り調べさせており、次章で述べるよ依頼し、翌日回答を得ている。また、七月に入ると太政官は、東京府に徳川らに同日、太政官は東京府へ徳川茂承邸の坪数と地券高について取り調べを

地は、 り、 その点については、章を改めて検討していこう。 ては、いずれの場合も代価相当の賞典が下賜されており、実質的には売買で 紀州徳川家は十月四日に引き払い、日本橋浜町の邸宅へと転居していく。 円が支払われている。 していくには、近接する地所の編入についても明らかにしなければならない。 あったことも見逃してはならない。しかし、 われており、これは前年に赤坂邸を献上した際の賞典の残金である。この後 このように、現在の赤坂御用地の大部分は明治五年、同六年の二度にわた 徳川邸については、七月十三日に献上願いを受けて嘉納され、即 紀州徳川家から献上された土地によって形成されていった。献上に際し 明治七年一月二十八日、青山御所とすることが定められた。 なお同日には、 ほかに銀行証券で金一万五千円も支払 赤坂御用地が現在の区画を形成 日金二万

三 近接地の編入

要な例として、玉窓寺と権田原町の編入について検討していきたい。は赤坂離宮および青山御所の近接地を編入していく。本章では、このうち主明治六年(一八七三)に紀州徳川家から、二度目の献上を経た後、宮内省

(1) 玉窓寺の編入

玉窓寺は、現在南青山にある曹洞宗の寺院である。まずは、文政期に玉窓

家の屋敷地と青山通りに挟まれた場所がそれであり、玉窓寺はこの地で明治をおいた。そして、天和二(一六〇一)、青山忠成の娘である玉窓秀珍大禅尼が、鷹狩りの帰途に立ち寄ったことを契機に拝領地を用意することが仰せ渡が、鷹狩りの帰途に立ち寄ったことを契機に拝領地を用意することが仰せ渡された。そして、天和二(一六八二)年十一月、紀州徳川家との屋敷境とされた。そして、天和二(一六八二)年十一月、紀州徳川家との屋敷境とされた。そして、天和二(一六八二)年十一月、紀州徳川家との屋敷境とされた。そして、天和二(一六〇一)、青山忠成の娘である玉窓秀珍大禅尼がまっていた地内に替地された「寺社書上」をもとに、同寺の縁起を確認していく。

提出される。

月四日に玉窓寺住職の中村牛童から東京府知事楠本正隆へ次のような願書が青山御所となったことは既に述べたが、そうした状況を受け、明治十一年七本の後、明治五年以降、紀州徳川邸が分割献上され、赤坂離宮、さらには

維新を迎えている。

[史料4]

調印仕候処、 困難罷在候折柄、 義モ、於寺創立之開基ヲ始メ双檀中へ事由申述候処、 ヲ賜り、 前ノ地所其儘上地仕、 無念有之候節は寺檀共奉恐入候義ニ付、右条宮内省へ御問会セノ上、従 ト 堂 惑 仕 候 間、 之石碑ヲ相飾り、 右寺儀、是迄赤坂青山両御所ニ相狭シ大伽藍ヲ建控諸檀家之墳墓置数多(窒ಁ) 右玉窓寺有懇之儘引移シ申度、 何分引移シ失費等莫大之義ニ付、檀家示談及候処、 何卒以越格之 殊二拙寺迚モ猶以テ貧寺之義二付、 此儘現存罷在候テハ若万一非常等之取締向不注意ヨリ 右換地相願、 御哀仁取崩シ引移シ再建行届候様、 朱引外青山埋葬地之内管有地へ換地 尤堂宇并ニ墓所石碑共引移シ之 一同承知仕、 自力ニ及ヒ難ク殆 何レモ 連署 至当

之御手当賜り度、右条開基始メ檀中惣代連印ヲ以テ奉懇願候也(後略)

る宇都野正武を呼び、玉窓寺の具体的な移転について相談している。 どを報告している。さらに、二月二十一日に宮内省は、東京府の主任官であどを朝き建て直す価格については問題ないこと、十分行き届くように改葬をどを引き建て直す価格については問題ないこと、十分行き届くように改葬をどを報告している。さらに、東京府知事楠本正隆は、宮内卿徳大寺実則へ中明治十二年一月三十一日、東京府知事楠本正隆は、宮内卿徳大寺実則へ中明治十二年一月三十一日、東京府知事楠本正隆は、宮内卿徳大寺実則へ中

東京府へ支払われ、金銭面での手続きは終了している。転費として五八四九円一八銭の支払いを決めた。同費用は、四月二十三日に転費として五八四九円一八銭の支払いを決めた。同費用は、四月二十三日に室内省は、こうした議論や東京府との調整を経て、三月七日に玉窓寺の移

次のような何書が出されている。て確認していこう。明治十三年一月十九日、玉窓寺住職の中村から東京府へ地種の組み換え、という二点が課題となっている。まず、墓所の改葬についこの後、実際に宮内省へ土地が引き渡されるにあたり、①墓所の改葬、②

(史料5)

右寺儀明治十二年四月廿八日転地願済ニ相成、伽藍并ニ墓所石碑有之分^(宝®寺)

上地仕候哉、此段奉御伺候也(後略) 上地仕候哉、此段奉御伺候也(後略) 上地仕候哉、此段奉御伺候也(後略) 上地仕候哉、此段奉御伺候也(後略) 上地仕候哉、此段奉御伺候也(後略) 上地仕候哉、此段奉御伺候也(後略)

か、とうかがっている。

「これによれば、明治十二年四月の転地決定以降、内匠寮が調査・報告していたように、玉窓寺では、墓所・石碑はもちろん、無縁の遺骨についても丁いたように、玉窓寺では、墓所・石碑はもちろん、無縁の遺骨についても丁いたように、玉窓寺では、墓所・石碑はもちろん、無縁の遺骨についても丁いたように、玉窓寺では、墓所・石碑はもちろん、無縁の遺骨についても丁いたように、玉窓寺では、墓所・石碑はもちろん、無縁の遺骨についても丁いたように、玉窓寺では、墓所・石碑はもちろん、無縁の遺骨についても丁いたように、玉窓寺では、墓所・石碑はもちろん、無縁の遺骨についても丁いたように、までは、明治十二年四月の転地決定以降、内匠寮が調査・報告していたように、までは、明治十二年四月の転地決定以降、内匠寮が調査・報告して

れた。
て玉窓寺の樹木の下は、遺骨の調査が実施されないまま、宮内省へ引き渡さて玉窓寺の樹木の下は、遺骨の調査が実施されないまま、宮内省へ引き渡さ二月三日、宮内省はそのまま上地する旨を東京府へ回答しており、結果とし信書を受けた東京府は、一月三十一日に宮内省へその対応を照会している。

種皇宮地への組み換えを上申している。と内務省と調整したうえで、明治十三年五月二十二日に太政官へ官有地第一と内務省と調整したうえで、明治十三年五月二十二日に太政官へ官有地第一天窓寺跡地は、ひとまず官有地第三種として登録された。宮内省は、東京府次に地種の組み換えについてである。宮内省へ引き渡されることとなった

へ達し、十八日に同地は宮内省へ引き渡された。その後、二十一日に宮内省「五月二十八日、上申は聞き届けられ、六月十二日に地種組み換えを東京府

から東京府へ請書を出すことで、移管が完了している。

地へと組み込まれていった。出されて以降、およそ二年間におよぶ事務手続きと改葬を経て、同地は皇宮出されて以降、およそ二年間におよぶ事務手続きと改葬を経て、同地は皇宮このように、明治十一年七月に玉窓寺住職中村牛童から上地の上申書が提

(2) 明治十年の権田原町編入

れた「町方書上」から、基本事項を確認しておきたい。は、左側の地所がそれである。まず、文政期に町名主から江戸幕府へ提出さ権田原町も赤坂離宮および青山御所に近接する町であり、前掲の図②中で

三人いることから、三軒家町とも呼ばれていたようである。を拝領し、元禄九年(一六九六)には町奉行支配の町となっている。地主が、御用地として召し上げられ、正保元年(一六四四)、現在の場所へ替地が、御用地として召し上げられ、正保元年(一六四四)、現在の場所へ替地が、御用地として召し上げられ、正保元年(一六四四)、現在の場所へ替地が、単名について、年代は不明だが町内に権田丈之助なる人物の屋敷地があり、

願書が絵図面を添えて提出される。のことである。二月二十三日、東京府知事楠本正隆から宮内省へ次のような権田原町の皇宮地編入について、話があがるのは、明治十年(一八七七)

史料6

御下渡ニ不及候ハ勿論ニ候得共、接続之地主共へ仮預ケ取計、現今桑茶ハ差支候ニ付、御省官有地ニ御囲込相成間敷哉、尤右地所ハ別段地代等地ニ払下之儀見合置候処、方今地租改正之際、地種編入方決定不致候テ地ニ払下之儀見合置候処、方今地租改正之際、地種編入方決定不致候テ当府下第三大区拾壱小区青山権田原町別紙紅色之地所は赤坂御所接続之

下民有地と相定申度、有無至急御返答有之度候也有之度、乍去御入用之儀も無之候ハ、、接近之地主共へ相当代価ヲ以払或ハ蔬菜等植付置候事ニ付、右代価丈ケ御下金之儀申出候節、可然評議

民有地とするので、至急返答がほしい、というものであった。 東京府の願意は、権田原町のうち、赤坂離宮・青山御所へ隣接する地所は、 東京府の願意は、権田原町のうち、赤坂離宮・青山御所へ隣接する地所は、 東京府の願意は、権田原町のうち、赤坂離宮・青山御所へ隣接する地所は、

事ニ評決」した旨を東京府へ回答している。 田原町のうち二六六〇坪九合八勺を官有地第一種皇宮地に組み込むことにつ は了承している 田原町三〇番地を悉皆囲い込んでしまっては、皇宮地が民有地に陥入するよ 人が宮内省へ出頭している。 いて、差し支えの有無を照会している。この間、 いくらになるか、 代価の調査を受けた宮内省では、六月二十三日に同地を「官有地ニ囲込之 宮内省では、早々に省議に及び、二月二十六日には桑・茶・蔬菜の代価が 何礼之ら近接する土地の所有者とその代価が、宮内省へ伝えられた。 地形も悪く不都合であるので、調整したい旨を申し出て、 東京府へ問い合わせている。六月五日、 東京府は、 皇宮地にする予定の地所のうち、 続く二十五日には内務省へ、権 七月十六日には東京府の役 東京府からの回答 宮内省 権

そして、八月十日に内務省から差し支えない旨の回答を得た後、宮内省は

同二十四日に太政官へ次のように上申している。

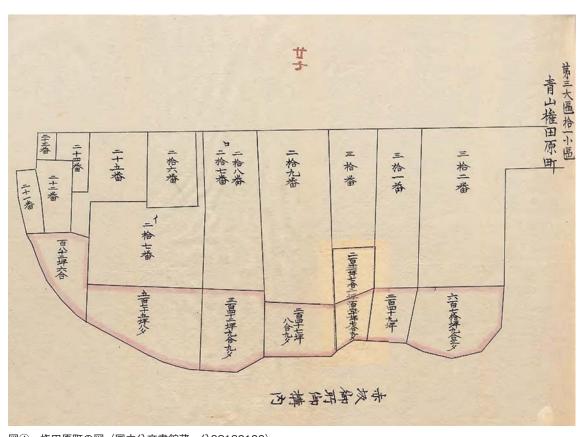
| 史料7

御允裁之上、早々其筋へ御達相成度、此段及上申候也(窓) 込致度候、 受官有地第一種皇宮地二組込除税相成度候、尤別紙図中三拾番地尻之義 当府下第三大区十一小区青山権田原町別紙図面紅色之地所 体裁不宜候二付、 は三百七拾弐坪四合九勺有之候処、 之高地御廓内ヲ眼底ニ見下候場所ニ付、 こ払下見合置候処、 依テ一応内務省へ及協議候処、差支無之趣返答有之候、 図中掛ケ紙之通分割致シ紅色之分百六拾坪七合九勺囲 右地所合貮千四百四拾九坪弐合八勺、 右ヲ悉皆囲込候テハ民有地へ突入、 東京府之注意ヲ以、 今般当省へ引 即今迄民地 皇居接近 前

この時、別紙図面として添えられたのが図④である。朱色の部分が、今回 皇宮地として編入される箇所であり、三○番地の掛け紙は、東京府からの申 地へ編入されなかった権田原町の残りの地所は、追って東京府の土地へと組 地へ編入されなかった権田原町の残りの地所は、追って東京府からの申 この時、別紙図面として添えられたのが図④である。朱色の部分が、今回

次々と皇宮地へ編入していったのだろうか。ら宮内省へ土地が献上されて以後、赤坂離宮や青山御所に近接する地所が施されていった。では、なぜ明治五年と六年の二度にわたり、紀州徳川家かこのように、民有地の編入は東京府を介して、宮内省との調整のうえで実

なった青山御所を拡大し、一円を同省にて管理したいという考えは、少なか宮内省の立場から考えれば、仮皇居となった赤坂離宮と皇太后宮御所と



④ 権田原町の図(国立公文書館蔵、公02130100) 朱書きで囲まれている部分が、明治10年に皇宮地へ編入された地所である。 図(4)

により、国内の全ての土地に地種が決められ、 らずあっただろう。 よく知られている通り、 しかし、ここでは、 明治六年七月 政府による地租改正事業に注目した 「地租改正法」 調査のうえ地券が発行され、 が公布された。

はじめられ、明治十一年五月の新税施行認可まで約二年を費やして実施され 定められた地価に応じて税金を納めることとなった。 東京府においては、 明治九年五月中に地券局官員による坪数検査によって

て いる (31)

権田原町が皇宮地へ編入されたのは、

その最中であった。

四種に分けられている。 よって、官有地と民有地が区別され、 たように、明治七年の ることは【史料7】中にある「除税」という言葉である。本稿冒頭で整理し こうした状況を踏まえて、皇宮地編入の背景を考える際に、手がかりとな 「地所名称区別改定」 官有地のなかは、 (太政官布告第一二〇号)に さらに第一種から第

都合な事情もあった。しかし、その反面には地租改正にともなう「除税」の 東京府の主張する通り、 所を皇宮地へ編入したいと申し出た訳である。もちろん、編入された地所は 東京府は支払う税金を減額するため、 セス区入費ヲ賦セサルヲ法トス」とある。すなわち、 環というねらいがあったのである。 皇宮地は官有地第一種に分類されており、 皇宮地に近接する高台であり、 権田原町のうち青山御所に近接する地 同地は 皇宮地は非課税であり、 一地券ヲ発セス地租ヲ課 民有地とするには不

(3) 大正期における権田原町 この編入

明治十年に編入されなかった皇宮地に近接する権田原町の残りの地所は、

の点を明らかにしたい。 その後どのようにして皇宮地へ組み込まれたのだろうか。本稿の最後に、こ

辺では土地の確保と整備が進められた。 一会場、代々木御料地に第二会場を設けることが決められ、青山練兵場の周日本で最初の万国博覧会事務局が設置された。同年十一月には青山練兵場に第に農商務省内に博覧会事務局が設置された。同年十一月には青山練兵場に第で、東京府下において日本大博覧会が開催されることが裁可された。これは、明治四十年三月三十一日、来る明治四十五年四月一日より十月三十一日ま明治四十年三月三十一日、来る明治四十五年四月一日より十月三十一日ま

とすることを閣議決定し、会場およびその周辺の工事は全て取りやめとなったかった地所であり、同地には正門へ続く道路の建設が計画されていた。部を博覧会の敷地に編入することが決められ、博覧会事務局は、東京府から部を博覧会の敷地に編入することが決められ、博覧会事務局は、東京府からの上建設する計画が立てられた。そこに隣接する権田原町や元鮫河橋南町の一とすることを閣議決定し、会場およびその周辺の工事は全て取りやめとなった。

ち、青山権田原町にかかる部分を次にあげる。本大博覧会副総裁の牧野伸顕は、宮内大臣渡邊千秋へ照会している。このうである。御料地やその他の土地の処理について、明治四十五年二月八日、日残されたのは、博覧会開催のため取得・整備された青山練兵場周辺の土地

【史料8】

此際貴省ニ於テ当省買上実価ヲ以テ御引取相成候様致度、最モ実地ノ一、当局ニ於テ買収致候青山権田原町ノ内、大要別紙図面朱線ノ区域ハ、

(%) 路敷地ノ組換変更等ハ貴省ニ御引取ノ上其筋ニ御交渉相成候義便宜ト路敷地ノ組換変更等ハ貴省ニ御引取ノ上其筋ニ御交渉相成候義便宜ト区域価格等ハ当局主任官ト貴省御主任ト御協議致度、尚右区域内ノ道

によれば、権田原町の地所は農商務省が[存候(前後略)

定式によれば、権田原町の地所は農商務省が買い上げた際と同様の価格で、これによれば、権田原町の地所は農商務省が買い上げた際と同様の価格で、三れによれば、権田原町の地所は農商務省が買い上げた際と同様の価格で、これによれば、権田原町の地所は農商務省が買い上げた際と同様の価格で、これによれば、権田原町の地所は農商務省が買い上げた際と同様の価格で、

し地所外へ付け替える(以下、新道路)必要が生じた。路(以下、旧道路)が通っており、御料地へ編入するにあたり、これを廃止えについてである。【史料8】でも言及されている通り、権田原町内には道次に問題となったことは、権田原町を皇宮地へ編入する際の道路の付け替

これにつき、帝室林野管理局と内匠寮、東京府、東京市との協議がなされた。帝室林野管理局において、旧道路は廃止のうえ無償にて御料地へ編入する旨が決められた。この点につき、東京府へ照会したところ、道路新設工事費や建設物移転費などを負担するのであれば問題ない旨の回答を得た。工事房との協議の結果、新道路の建設は明治神宮裏参道新設計画が確定するまで見合わせ、通行の妨げとならないような道路を仮工事することに決し、旧道路については御料地へ編入する前であるが、帝室林野管理局が東京府より譲路については御料地へ編入する前であるが、帝室林野管理局が東京府より譲路については御料地へ編入する前であるが、帝室林野管理局が東京府より譲路については御料地へ編入する前であるが、帝室林野管理局が東京府より譲路については御料地へ編入する前であるが、帝室林野管理局が東京府より譲路については御料地へ編入する前であるが、帝室林野管理局が東京府より譲路については御料地へ編入する前であるが、帝室林野管理局が東京府より譲路については御料地へ編入する前であるが、帝室林野管理局が東京府より譲路については御料地へ編入する前であるが、帝室林野管理局が東京府より譲路に対する。

に譲り、同地を御料地へ編入したい旨を東京府へうかがっている。地へ編入する必要が生じたとし、帝室林野管理局は、費用負担の調整は後日も回答はなかった。そして、大正七年一月、御料地の整理上、旧道路を御料東京府へ旧道路を御料地へ編入してもらいたい旨を照会しているが、いずれ東京府へ旧道路を御料地へ編入してもらいたい旨を照会しているが、いずれ

したのである。 この編入により、近代における赤坂離宮および青山御所の区画形成は完了 十四日、御料地へ編入のうえ、ようやく東京府からの引き継ぎを完了した。 「望) 一四答があった。帝室林野管理局では、その工事完了を待って、大正七年六月 回答があった。帝室林野管理局では、その工事完了を待って、大正七年六月

おわりに

て通観してきた。各章で検討してきたことをまとめていきたい。本稿では、赤坂御用地の土地区画の形成過程につき、近世から近代にかけ

赤坂御用地の前身となった紀州徳川家の屋敷地は、一度に幕府から拝領しされていく。

分割献上し、現在の赤坂御用地につながる土地の大部分が皇宮地へと編入さ皇城炎上にともなう赤坂仮皇居の設置を契機として、紀州徳川家は赤坂邸を明治維新後、明治五年(一八七二)の英照皇太后の東京行啓と明治六年の

れていった。

意図もあったのだと考えられる。宮地へ近接する土地を非課税である皇宮地へ組み込むことで、税金を抑えるていった。この背景には、政府の地租改正事業があり、東京府としては、皇いは青山御所に近接する玉窓寺や権田原町といった地所も皇宮地へと編入しいらに、紀州徳川家の分割献上後、明治十年代にかけて、赤坂仮皇居ある

な々に形成されたものであった。 本稿での検討により、これまでの紀州徳川家の中屋敷が赤坂離宮あるいは 青山御所となった、という通説的な理解は正確ではないことが明らかとなっ なっ屋敷地ではあるが、明治・大正期を通じて徐々に形成されたものであ なっ屋敷地ではあるが、明治・大正期を通じて徐々に形成されたものであ なっ屋敷地ではあるが、明治・大正期を通じて徐々に形成されたものであ なっに、という通説的な理解は正確ではないことが明らかとなっ なっに形成されたものであった。

れ、 張に関わるものである。昭和三十六年八月、東京都から宮内庁へ伺いが出さ 坂御用地の土地区画は変遷をしている。 月十四日、 同日、大宮御所を赤坂御用地と改称する旨が通知された。また、戦後にも赤 最後に、 前者 (国道) 赤坂御用地への繋がりを述べて本稿を終えたい。 東京都港区元赤坂町一番地に新築された御殿を東宮御所と定め、 は所管換え、 後者 (都道) それは放射四号線と環状三号線の拡 は宮内庁が用途廃止し、 昭和三十五年六 昭和四

の赤坂御用地の土地区画は形成されたのである。十年四月二十一日に大蔵省関東財務局へ引き継がれている。こうして、現在

注

- (1) 例えば、山崎鯛介・メアリーレッドファーン・今泉宜子『天皇のダイニング(1)例えば、山崎鯛介・メアリーレッドファーン・今泉宜子『天皇のダイニングの月上』(100円年)、小沢朝川の皇室建築─国家が求めた〈和風〉像─』(吉川弘文館、二○○八年)、小沢朝川のでは、山崎鯛介・メアリーレッドファーン・今泉宜子『天皇のダイニング
- (2) 『赤坂区史』(東京市赤坂区、一九四二年)。
- (3) 『港区史』上(港区役所、一九六〇年)。
- 二〇〇五年)。 (4) 阿部宗広「赤坂御用地と常盤松御用邸の変遷」(『国立科学博物館専報』三九、
- 学会計画系論文集』六六、二〇〇一年)。 三浦涼・佐藤洋一「東京中心部における皇室御料地の形成過程」(『日本建築
- に断らない限り同書からの引用とする。(6) 『南紀徳川史』一七(南紀徳川史刊行会、一九三三年)。本章においては、特
- (7) 内藤昌『江戸と江戸城』(講談社、二〇〇三年)。

- (1) 宮内庁編『明治天皇紀』第二(吉川弘文館、一九六九年)六五九頁
- (11) 前掲、『明治天皇紀』第二、六五三頁。
- (1) 宮内省「土地建物録一」明治六年、第一七号(四五二—一)。
- 本二九二」所収、八〇三九二)。 本二九二」所収、八〇三九二)。 (13)「徳川家日記」明治六年六月四日条(臨時帝室編修局「明治天皇御紀資料稿
- (4) 前掲、宮内省「土地建物録一」明治六年、第一七号
- (15) 前掲、宮内省「土地建物録一」明治六年、第一七号。
- 明治六年・第八十四巻、公〇〇八一四一〇〇)。(16)「徳川茂承私邸献上願ニ付皇太后御所ニ供度伺」(国立公文書館蔵、「公文録
- (17) 前掲、宮内省「土地建物録一」明治六年、第一七号。
- 「明治天皇御紀資料稿本二九二」)。(18) 前掲、「徳川家日記」明治六年七月十五日条、十月四日条(臨時帝室編修局
- (19) 宮内庁編『明治天皇紀』第三(吉川弘文館、一九六九年)二〇二頁-明治ヲ呉徇糸資米希オニナニノ
- (20) 「寺社書上四十八 青山寺社書上 壱(国立国会図書館蔵、八〇二―四二)。
- (21) 庶務課「土地建物録二」明治十三年、第一四号(四五九—二)。
- (22) 前揭、庶務課「土地建物録二」明治十三年、第一四号。
- (23) 前揭、庶務課「土地建物録二」明治十三年、第一四号。
- (24) 前掲、庶務課「土地建物録二」明治十三年、第一四号。
- (25) 前掲、庶務課「土地建物録二」明治十三年、第一四号。
- (26)「町方書上二十五 鮫河橋并ニ権田原町方書上」(国立国会図書館蔵、八〇三
- (27) 庶務課「土地建物録二」明治十年、第一八号(四五六—二)。
- (28) 前掲、庶務課「土地建物録二」明治十年、第一八号。
- 都公文書館蔵「地所分割願 〈区部書換係〉明治13年従7月至12月」六一一・B(2)「払下地本地へ組込地券下付願 赤坂区青山権田原町33番地 何礼之」(東京
- (30) 地租改正の基本的な経過は、奥田晴樹『地租改正と地方制度』(山川出版)

三・一二)など。

房、一九九五年)などを参照のこと。 一九九三年)、丹羽邦男『地租改正法の起源―開明官僚の形成―』(ミネルヴァ書

- (31) 滝島功『都市と地租改正』(吉川弘文館、二〇〇三年) 一三三頁。
- 文書館蔵、御〇七〇一二一〇〇)。(3)「日本大博覧会開設ノ件・御署名原本・明治四十年・勅令第百二号」(国立公
- 三年)などを参照のこと。
 --軍事儀礼・日本大博覧会構想・明治天皇大喪儀--」(『建築史学』六一、二〇一ク』(中公新書、一九九八年)、長谷川香「明治神宮外苑の成立過程に関する研究3) 日本大博覧会の構想や経過については、古川隆久『皇紀・万博・オリンピッ33)
- ノ件」(国立公文書館蔵、纂○一一○一一○○)。(3) 「土地収用法ニ依ル東京府下道路開鑿○日本大博覧会会場設置等ノ事業認定
- (35) 前掲、長谷川「明治神宮外苑の成立過程に関する研究」。
- (36) 帝室林野管理局「地籍録一」大正九年、第四号(六六四六—一)。
- (37) 前揭、帝室林野管理局「地籍録一」大正九年、第四号。
- (38) 前掲、帝室林野管理局「地籍録一」大正九年、第四号。
- 前掲、帝室林野管理局「地籍録一」大正九年、第四号。
- 前掲、帝室林野管理局「地籍録一」大正九年、第四号。

侍従職「例規録」昭和三十五年、第四号(一二三七三)。

 $\widehat{41}$ $\widehat{40}$ $\widehat{39}$

- (42) 管理部管理課「「放四」「環三」敷地用途廃止の件」昭和三十七~三十九年
- 43) 管理部管理課「立案書二」昭和四十年、第一三号(三一一二五)。(三一一〇四)。

(61)